

# 令和2年度事業承継CM制作業務仕様書

## 1 目的

県内中小企業の経営者の高齢化が進む中、後継者不在率は6割を超えており、早急に事業承継の準備を進める必要がある中小企業が多い状況にある。一方で事業承継は長期の期間を要し、従業員の生活や取引先等へも影響を及ぼすことから、早めの検討に取り組む必要があるが、そのことを認識していない経営者が多いという実態が明らかになっている。

よって、事業承継を促進するため、県内中小企業の経営者や地域関係者等に対して事業承継の必要性・重要性等を周知し、認識を高めてもらうとともに、事業承継の支援機関のネットワークである「青森県事業承継ネットワーク」の紹介等を行うCMの制作を委託する。

## 2 委託業務名

令和2年度事業承継CM制作業務

## 3 委託期間

契約日から令和2年11月6日（金）までとする。

## 4 委託業務の内容

### ○事業承継の必要性・重要性の周知と「青森県事業承継ネットワーク」を紹介するテレビCMの制作及び放映

- ア 県内の中小企業・小規模企業者の経営者、親族、従業員や地域の関係者等に対して事業承継の必要性・重要性と「青森県事業承継ネットワーク」をPRするCMを1本制作すること。
- イ 親族内承継、従業員承継、第三者承継の各事業承継のタイプをわかりやすく紹介するとともに、事業承継の機運醸成が図られる内容とすること。
- ウ 青森県知事が出演し、PRする場面があること。
- エ テレビCMは青森県内の民間放送事業者3局（青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社）のうち1社以上で、10月1日（木）から10月16日（金）までのうち7日間（1日1回以上）放送すること。
- オ テレビCMの長さは1回15秒以上とすること。
- カ テレビCM放送の時間帯は県内中小企業・小規模企業者向けのCMであることを考慮し、効果的に周知できる時間帯を提案すること。
- キ テレビCMの動画は制作過程において、発注者の指示に従い、適宜確認を受けること。
- ク 制作したテレビCM動画はデジタルデータとし、電子記録媒体に記録して、テレビCMを放送する民間放送事業者へ納品する2日前（土日祝日は含まない）までに発注者へ1部提出し最終確認を受けること。
- ケ 放送に係るテレビ局との連絡・調整を行うこと。

## 5 その他

- (1) 委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (2) 受注者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、動画等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）及び所有権は全て県に帰属するものとし、県が自由に二次使用できるものとする。
- (3) 受注者は本著作物について、発注者並びに発注者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承した者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。